

バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業実施要綱

令和6年3月26日付け5農畜機第8328号
一部改正 令和7年3月31日付け6農畜機第8651号
一部改正 令和8年3月23日付け7農畜機第8389号

昨今の生乳需給については、最近の飼料費や資材価格等の高騰を受けた累次の牛乳乳製品の値上げの影響や少子化に伴う学校給食用牛乳の消費量の減少により牛乳等向け生乳処理量が減少し、加工原料乳に仕向けざるを得ない状況の下、加工原料乳に関し、バターの需要は堅調に推移する一方、ヨーグルト等脱脂粉乳を原料とする製品の需要が低迷することにより、バターと脱脂粉乳との需要の不均衡が拡大している状況は、生乳需給を不安定化させる一因となっている。

また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第367号）」に基づき、令和6年4月からトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制が導入されること等により、今後の集送乳経費等の上昇が懸念される。

このように、バターと脱脂粉乳との需要の不均衡の解消を図る取組及び集送乳経費の上昇を抑えるための合理化に向けた取組の推進が急務となっているため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、バターと脱脂粉乳との需要の不均衡の改善に資する補給金等相当額を交付する事業及び集送乳経費の合理化を図る事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって酪農の経営の安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等については、以下のとおりとする。

- 1 バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
別添1のとおり。
- 2 生乳流通改善緊急事業
別添2のとおり。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（令和6年3月26日付け5農畜機第8328号）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 附 則（令和7年3月31日付け6農畜機第8651号）
- 1 この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第7条第1項の規定に基づき認定された令和6年度の加工原料乳の数量から別添1又は別添2の規定に従い算出される補助金については、この要綱による改正前の規定は、なお、その効力を有するものとする。

附 則（令和8年3月23日付け7農畜機第8389号）
この要綱の改正は、令和8年4月1日から施行する。